

平成28年度募集

苫小牧市

住宅耐震・リフォーム

支援事業

利用期間延長のご案内

平成21年度から平成27年度まで7年間実施してまいりました「苫小牧市住宅耐震・リフォーム支援事業」が、好評につき平成28年度も継続して実施することになりました。

この事業は、住宅の耐震化、省エネルギー化、高齢者等のためのバリアフリー化、及び広く市民の方々が快適な生活をするための住宅のリフォームに必要な資金を金融機関から融資を受けた市民に対し、その利子の一部（1.5%）を苫小牧市が利子補給金として補助することにより、住環境の向上と活力あるまちづくりを支援するものです。

予算も限られていますので、早めの申し込みをおすすめします。

また、「耐震診断・耐震改修」の直接助成制度もありますので、こちらもご利用ください。（耐震改修工事費については「苫小牧市住宅耐震・リフォーム支援事業」と「苫小牧市木造住宅耐震改修等補助金」の両方を利用することが可能です）

苫小牧市都市建設部建築指導課

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

TEL: (代表) 32-6111 (内線2485)

(直通) 32-6527

○ 融資対象者（下記の要件にすべて該当する方）

市民であって、自ら所有し、かつ、居住する住宅の融資対象工事をする、次に掲げる方。

- ① 融資申込時の年齢が、満20歳以上の方
- ② 市税等を滞納していない方
- ③ 取扱金融機関の融資を利用できる方
- ④ 取扱金融機関が指定する保証機関を利用できる方
- ⑤ この融資を実行するために必要な個人情報を、金融機関と市が共有することに同意できる方

○ 融資を受けられる住宅

- ① 市内に建てられている住宅（マンション及び併用住宅で住戸部の内部改修。併用住宅で併用部分を自ら使用し、床面積の2分の1以下、かつ、50㎡以内の外部改修を含む）
- ② 未着工の住宅
- ③ 建築基準法その他関係法令に、明らかな法令違反がない住宅。
 - ※ 新築工事は、対象になりません。
 - ※ アパートや店舗などは、対象になりません。

○ 融資対象工事

- ① 増築工事及び改築工事
- ② 耐震改修・補強工事（耐震診断の結果、現行の耐震関係規定に満たないと判定されている住宅）
- ③ 屋根・外壁・室内などの修繕・模様替え工事
- ④ 高齢者等が快適な生活をするための設備を設ける工事
- ⑤ 給排水・衛生・暖房・厨房設備の修繕・改修工事
- ⑥ 電化設備設置工事（電気暖房、電気温水器、IHヒーター等の設置工事）
- ⑦ 太陽光発電システム設置工事（市で行っている補助金制度との併用も可能。但し、自ら居住する住宅で使用するシステムのみ対象）
- ⑧ 敷地内のロードヒーティング工事、外構工事、造園工事

※上記の工事のうちで可動式のもの、又は簡単に取り外しできるものは融資対象になりません。

○ 融資対象工事の施工業者

融資対象工事の施工業者は、次のいずれかに該当しなければなりません。

- ① 融資対象住宅を新築した時の請負業者
- ② 市内に事務所などを置く会社法人若しくは個人事業者

○ 取扱い金融機関

- ・ 苫小牧信用金庫 ・ とまこまい広域農業協同組合 ・ 北央信用組合 ・ 株式会社 北洋銀行
・ 株式会社 北陸銀行 ・ 株式会社 北海道銀行 ・ 北海道労働金庫 ・ 室蘭信用金庫

○ 申込受付期間

平成29年3月31日（金）まで、建築指導課にある所定の申込用紙へ必要事項記入の上、建築指導課へ申込をお願いします。尚、受付は**申込順**とします。

申込先 : 苫小牧市都市建設部建築指導課（郵送での申込は不可）

申込用紙 : 市役所4階の建築指導課にあります

（記入項目：住所、氏名、電話番号、融資希望額、金融機関名、住宅の新築年、工事内容）

（必要な物：申請者の印かん・工事見積書・納税証明書等）

○ 融資の条件

1 融資限度額	<p>耐震改修・補強工事 650万円</p> <p>上記工事を伴わない場合 500万円</p> <p>※ 融資額は、工事見積額（消費税を含む）を限度とし、万単位（金融機関によっては10万円単位の場合があります）の額とします。</p>
2 利 率	・ 銀行との契約利率による（市はその内1.5%を上限に補助します）
3 償還期間	・ 10年以内
4 償還方法	・ 毎月償還とし、元利均等又は元金均等のうち金融機関が定める償還方法とする
5 保証措置	・ 取扱金融機関の定める保証機関を利用
6 そ の 他	<p>・ 抵当権の設定にかかる費用、保証機関利用による保証料及びその他諸費用が発生した場合は、自己負担となります。</p> <p>・ 他に取扱金融機関の内部規定が、適用される場合があります。</p>

○ 融資申込に必要な書類

申 込 時 (市建築指導課)	苫小牧市住宅耐震・リフォーム支援事業申込書	
	現況耐震診断書(工事計画審査申請時でも良い)	耐震改修・補強工事の場合
	申込者が対象住宅に住んでいることが確認できる書類	免許証・健康保険証・住民基本台帳カードなどの写し
	工事見積書・納税証明書等	内訳詳細は必要なし
融資の申込時 (金融機関)	苫小牧市住宅耐震・リフォーム支援事業申込書	市の受付印を押したもの
	その他、金融機関が必要とするもの	
工事計画審査申請時 (市建築指導課)	工事計画審査申請書、工事計画審査に関する通知書	
	配置図・平面図・立面図・その他	工事内容のわかる図面
	工事見積書	内訳が明記されているもの
	改修前・改修後の耐震診断書	耐震改修・補強工事の場合
	施工業者の証明書	工事施工者の登記簿謄本写し又は個人事業者の住民票等
	返信用封筒2通(切手共)	
工事完了時 (市建築指導課)	工事完了届出書、工事完了審査に関する通知書	
	返信用封筒2通(切手共)	

※返信用封筒：申請者、取扱金融機関の住所・氏名（店名）を記入のうえ、切手を貼って提出して下さい。

申し込み ～ 融資までの流れ

※申し込み
市役所建築指導課へ

1. 申込書に必要事項を記入し、市役所建築指導課へ提出します
2. 受付後、申請者へ《受付押印された申込書》が渡されます
3. 事業の条件、手続の手順等について説明致します
4. 工事計画審査申請書、工事完了届出書用紙が渡されます

【提出書類】 苫小牧市住宅耐震・リフォーム支援事業申込書
耐震改修・補強工事の場合は耐震診断書

(診断書は工事計画審査申請時でも良い)

※融資の申し込み
取扱金融機関へ

1. 申請者は上記2の申込書を金融機関へ提出します
《申込書に苫小牧市受付印が押印されたもの》
2. 金融機関で融資可能か審査を受け、融資条件等が説明されます
3. 融資予定金額の決定

※工事計画審査の申請
市役所建築指導課へ

(申込日から1ヶ月以内)

※申込の日から1ヶ月以内に

工事計画審査申請書を市役所建築指導課へ提出します

期限内に、申請なき時はこの申込を辞退したものとする

(但し、事前に期限内での申請ができない理由がある場合は除く)

1. 工事内容及び見積内容について基準に適合するか審査します
2. 申請者へ「工事計画審査に関する通知書」が郵送されます

【提出書類】 工事計画審査申請書

工事計画審査に関する通知書

その他前ページ参照

現況及び改修後の耐震診断書

(耐震改修・補強工事の場合)

※工事着手
申請者から施工者へ連絡

※工事計画審査に合格しなければ着手できません

※工事内容に変更がある場合は建築指導課及び取扱金融機関に
連絡して下さい

※工事は申込の日から6ヶ月以内に完了すること

※工事完了の届け出
市役所建築指導課へ
(申込日から6ヶ月以内)

1. 工事完了届を市役所建築指導課へ提出します
2. 工事完了後融資対象工事の現場審査を受けます
3. 申請者へ「工事完了審査に関する通知書」が郵送されます

【提出書類】 工事完了届出書

※契約・抵当権の設定
金融機関へ

※金融機関の手続き完了後に融資の実行

※資金の受取り

※償還開始